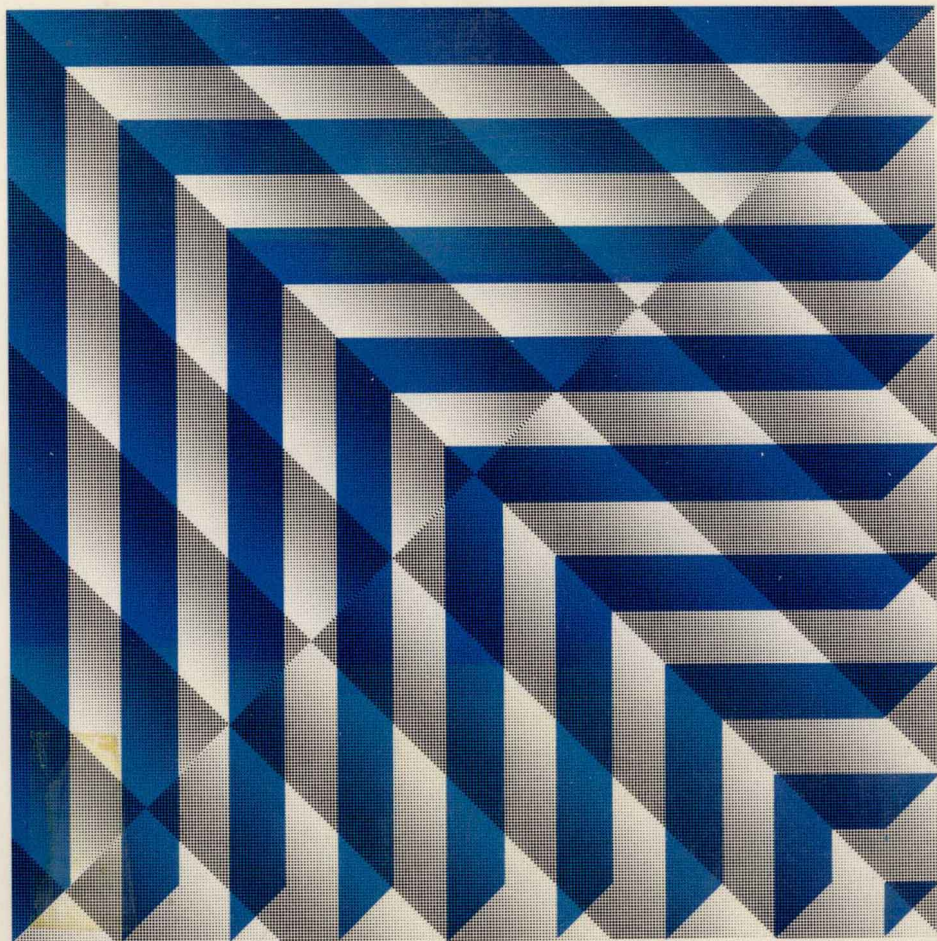


貿易金融 海外投資金融の実務

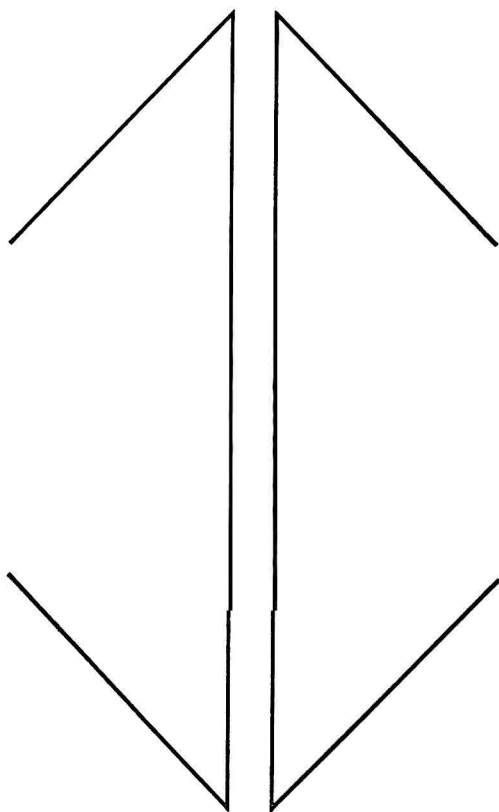
高倉信昭編著

ダイヤモンド社



貿易金融 海外投資金融の実務

高倉信昭編著



ダイヤモンド社

貿易金融・海外投資金融の実務

昭和 57 年 5 月 20 日 初版発行

定価 1500円

編著者 高 倉 信 昭

© 1982 Nobuaki Takakura

発行所 ダイヤモンド社

郵便番号 100
東京都千代田区寝が関 1-4-2
編集 電話 東京 (504) 6403
販売 電話 東京 (504) 6517
振替口座 東京 9-25976

落丁・乱丁本はお取替えいたします

慶昌堂印刷・川島製本
2063-481090-4405

は し が き

本書は貿易金融および海外投資金融の入門書、実務的な解説書として書かれたものである。

貿易金融、すなわち輸出と輸入の金融は実際の輸出入業務と密接に絡みあった実務色の濃い金融である。したがって、貿易金融の実務についての正確な理解は、そのまま輸出入業務の知識をいっそう深めることに役立つ。

輸出と輸入の金融はそれぞれ短期と長期の金融とに分かれる。短期の金融は外国為替銀行が受けもつ領域である。この金融は時代の要請によって少しずつ変化している。本書では実際に行われている現行の仕組みに焦点を当てて解説している。長期の金融はいまだ歴史が浅いが、日本輸出入銀行の制度金融を軸として定着し、今やプラントや船舶の輸出金融あるいは資源の開発輸入金融にとって欠かせぬ存在となっている。

円借款の性格は本来政府開発援助にあるが、その仕組みは長期の輸出金融（直接借款）と似たところがある。この円借款は海外経済協力基金が取り扱っている。

海外投資金融はわが国海外投資の成長とともに体系づけられてきた長期の金融である。現在、その主導的立場にあるのは日本輸出入銀行、海外経済協力基金、海外貿易開発協会が実施している海外投資の制度金融である。

多くの企業は海外投資における重要な課題の1つとして資金調達をあげている。海外投資の制度金融をいかにうまく利用するかは、資金

調達の可否に結びつく可能性がある。世間には、制度金融は難しく煩雑だとして敬遠するむきがある。だが制度金融を正しく理解しさえすれば、これを利用することの効用の大きさがわかるはずである。「喰わずぎらい」は何事によらず得することはない。本書を通して制度金融を十分理解し、うまく利用することをおすすめしたい。

本書の特徴は主として次の３点にある。第１は、実務にたずさわる輸銀、基金、海外貿、および東銀の専門家が直接執筆している点である。第２は、これまでベールの彼方にあるとされていた制度金融を大胆かつ詳細に解説している点である。本書のように輸銀、基金、海外貿という３機関を同時併行的に取り上げ、ほぼ網羅的に解説したのは初めての試みといってよい。第３は、入門書、実務の解説書として、できうるかぎり平易に金融の仕組みと手続の解説を行っている点である。

本書の執筆にあたっては、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、海外貿易開発協会、および東京銀行による深い理解と協力を得た。また本書の出版はダイヤモンド社の近正嗣氏の貴重な助言と協力におうところが大きい。執筆者を代表してここに深く感謝の意を表する次第である。

昭和57年３月

高倉 信昭

目 次

はしがき

第1章 貿易・海外投資と金融の仕組み	3
第1節 貿易取引の仕組みと貿易金融	3
1. 輸出取引の仕組みと輸出金融(3)	
2. 輸入取引の仕組みと輸入金融(8)	
第2節 海外投資の仕組みと海外投資金融	11
1. 直接投資の概念と制度金融の対象(11)	
2. 海外投資の流れと制度金融(13)	
第3節 輸銀、基金、海外貿の概要	17
1. 日本輸出入銀行(17)	
2. 輸銀と基金の業務分野の調整(18)	
3. 海外経済協力基金(20)	
4. (財団法人)海外貿易開発協会(21)	
第2章 短期の輸出金融	23
第1節 短期の輸出金融の概要	23
第2節 買為替金融	27
1. 信用状付輸出荷為替の買取り(28)	
2. D/P・D/A条件輸出荷為替手形の買取り(35)	
3. 本邦通貨表示期限付輸出関係準商業手形制度(38)	
第3節 輸出前貸金融	39
1. 為替当座貸(39)	
2. 輸出前貸の考え方(40)	

3. 信用状付輸出前貸(41) 4. 信用状なし輸出前貸(43)

5. 輸出前貸関係標準商業手形制度(45)

第4節 輸出つなぎ金融……………52

第3章 短期の輸入金融……………55

第1節 短期の輸入金融の概要……………55

第2節 輸入信用状の発行……………58

1. 銀行との取引開始手続と銀行の審査(58) 2. 輸入信用状の発行依頼と審査(59)

第3節 輸入荷為替決済金融……………62

1. 輸入ユーザンス金融(63) 2. 輸入荷為替決済資金円融資(66)

第4節 輸入諸掛り金融，輸入跳返り金融……………66

第5節 輸入担保荷物貸渡し（T/R）と
荷物引取保証（L/G）……………69

1. 輸入担保荷物貸渡し（T/R）（69） . 荷物引取保証（L/G）（72） 3. T/R, L/G についての主な留意事項(73)

第4章 貿易関連保証……………75

第1節 輸出保証保険および外為法上の規制……………76

第2節 主な貿易関連保証……………77

第3節 保証の方式……………79

第5章 長期の輸出金融（その1）

輸銀の延払輸出金融……………81

第1節 延払輸出金融の仕組み……………81

1. 協調融資制度(82) 2. 貸付先(84) 3. 融資対象

品目(85)	4. 融資対象の範囲(86)	5. 融資金額(88)	
6. 融資条件(88)	7. 担保, 保証(90)	8. 許認可および輸出保険(91)	
第2節 輸出信用ガイドラインに関する取極	93		
1. 経緯(93)	2. 内容(94)	3. ガイドラインの改訂(96)	
第3節 実施手続	97		
第4節 融資を受けるにあたっての留意点	105		
1. 輸出商談初期段階での留意点(105)	2. 輸出契約締結にあたっての留意点(106)		
第6章 長期の輸出金融(その2)			
輸銀の直接借款	111		
第1節 輸銀の直接借款の仕組み	111		
第2節 実施手続	115		
第3節 融資を利用するにあたっての留意点	124		
1. 初期段階での留意点(124)	2. 輸出契約締結の際の留意点(124)		
第7章 円借款	125		
第1節 円借款の仕組み	125		
1. 貸手と借手(125)	2. 融資条件(126)	3. 融資対象(128)	4. 融資の仕組み(130)
第2節 実施手続	131		
第3節 円借款の利用にあたっての留意点	138		
1. 発展途上国でのビジネスと円借款(138)	2. 供与される時期と金額(139)		
3. 新規借款の中身(140)			

第8章 海外投資金融（その1）

輸銀の海外投資金融，輸入金融	143
第1節 輸銀の海外投資金融の仕組み	144
1. 貸付先(144) 2. 所要資金の形態(144) 3. 対象事業(146)	
4. 融資条件(146) 5. 担保，保証(148)	
6. 届出および海外投資保険(149)	
第2節 輸銀の輸入金融の仕組み	150
1. 貸付先(150) 2. 融資対象品目(150) 3. 融資対象資金(150)	
4. 融資条件(151)	
第3節 実施手続	152
第4節 海外投資金融を受けるにあたっての留意点	159
1. 海外投資計画初期段階での留意点(159) 2. 海外投資計画策定にあたっての留意点(159)	
3. 事業計画の作成(161)	

第9章 海外投資金融（その2）

基金の海外投資金融	163
第1節 基金の海外投資金融の仕組み	163
1. 貸付けの基本的要件(163) 2. 貸付対象業種(164)	
3. 貸付対象費目(166) 4. 投資形態と基金貸付け(167)	
5. 貸付条件(170)	
第2節 貸付手続	171
第3節 出資の仕組み	175
1. 出資の基本的要件(175) 2. 出資対象業種(178)	
3. 出資対象費目(178) 4. 投資形態と基金出資(178)	
5. 出資比率(179) 6. 基金出資と輸銀貸付け(179)	
7. 海外投資保険(179)	
第4節 出資手続	179

第10章 海外投資金融（その3）

海外貿の海外投資金融	183
第1節 中小企業海外投資協力資金の仕組み	183
1. 融資対象(183) 2. 融資条件(189)	
第2節 融資の取扱手続	191
第3節 融資制度利用にあたっての留意点	200
第4節 輸入促進資金の仕組み	201
1. 融資対象(201) 2. 融資条件(203) 3. 借入れの 仕組み(204)	
参考資料	207
日本輸出入銀行法（抜粋）	
海外経済協力基金法（抜粋）	
財団法人 海外貿易開発協会寄付行為（抜粋）	

貿易金融・海外投資金融の実務

第1章 貿易・海外投資と金融の仕組み

貿易は国際間における商品の売買を意味し、海外(直接)投資は外国で事業を行うための投融資をさしており、それぞれが主体性をもった独自の仕組みや特徴を備えている。これに対して金融は、本来、取引や事業運営の円滑化、補完など脇役としての立場にあるから、取引や事業の運営と隔絶した存在とはなりえない。このため貿易金融、海外投資金融のいずれにおいても、貿易、海外投資それぞれがもつ仕組みや特徴を色濃く反映した金融を形成している。したがって、貿易および海外投資金融を正しく理解するには、貿易や海外投資自体の基本的な仕組みと特徴をあらかじめ頭に入れておくことが望ましい。

そこで本章では、第2章以下の具体的な金融実務の解説に先立ち、その前置きとして、貿易および海外投資の基本的な仕組みと特徴、ならびにそれぞれに対応する金融との関係について、ごくおおまかな説明をしておくことにしたい。

第1節 貿易取引の仕組みと貿易金融

1. 輸出取引の仕組みと輸出金融

輸出取引とは、外国から注文を受けた貨物を輸出し代金を回収するまでの一連の取引をさしている。具体的には、輸出契約の締結、生産・集荷、通関・船積み、荷為替手形の取組、輸出代金回収という経路をへる。そのため国内取引とは異なり、①米ドルなど外貨を決済通貨とすることが多い、②管理法などの法的規制を受ける、③外国為替

銀行を通して代金を回収する、などの特徴を備えている。

また、輸出取引は代金回収（決済）の面で短期と長期に分けられる。短期とは、輸出代金が船積（ないし荷為替手形取組）後1年以内に決済されるものをさす。

（1） 短期の輸出取引と輸出金融

短期の輸出取引における決済方法には大要3つの方式がある。第1は信用状（Letter of Credit, 略して L/C）ベースと呼ばれるもので、信用状に基づく荷為替手形で決済される方式である。第2は送金ベースで、輸出代金の前払送金を受けるか、ないしは後払送金で回収する方式である。第3は信用状なしの荷為替手形で決済する方式で、D/P（Documents against Payment, 支払渡し）、D/A（Documents against Acceptance, 引受渡し）ベースと呼ばれている。このうち最も多く利用され、かつ基本的な決済方式とされているものは信用状ベースである。これによる取引の流れについて順を追って、ごく簡単に要約すると次のとおりである。

- （1） 輸出契約の締結　　売主・買主間で商談がまとまると、輸出契約書が作成され、輸出する貨物の明細、船積期限、決済方法などが定められる。
- （2） 輸出貨物の生産・集荷開始　　輸出者は契約書に定められた貨物を船積期限に間に合うよう生産、集荷、ないし下請への発注を開始する。
- （3） 信用状（L/C）の接受　　L/Cは輸入者の依頼によってその取引銀行が発行し、輸出国側の銀行が接受して輸出者に通知、交付する。
- （4） 通関・船積み　　輸出承認を要するものはこの時点までに承認証（Export License）を取得し、定められた期限内に通関・船積みをする。

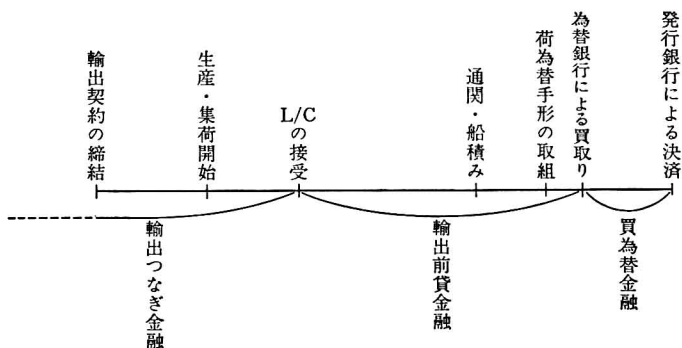
- (5) 荷為替手形の取組 船荷証券 (B/L) や保険証券を受領し、船積書類を整え、荷為替手形を取り組み、外国為替銀行に提示する。
- (6) 外国為替銀行による買取り 提示を受けた銀行は L/C の条件をチェックし、瑕疵がなければ手形を買い取り、代り金を輸出者に支払う。
- (7) 発行銀行による決済 荷為替手形を買い取った銀行はこれを L/C の発行銀行に送付して手形の決済を求め、代り金を受領する。

このような輸出取引に対応して外国為替銀行から供与されるのが短期の輸出金融である。具体的には、買為替金融（または輸出為替金融）、輸出前貸金融、輸出つなぎ金融がこれに該当する。買為替金融は短期の輸出金融の基本をなすもので、銀行が荷為替手形を買い取り、L/C 発行銀行により決済されるまでの期間をカバーする。輸出前貸金融は買為替金融の前段階の金融で、L/C を担保に貨物の生産・集荷資金を貸し付け、荷為替手形の買取代り金を返済に当てる。輸出つなぎ金融は輸出前貸金融の前段階にあたる金融で、輸出契約成立前の見込生産、あるいは季節資金として資金需要が発生するものに貸し付け、輸出前貸金融へとつなぎ、輸出前貸金融を実行した代り金をもって返済に当てる。このように短期の輸出金融は輸出貨物と結びついた紐付金融となっている点に特徴がある。

図表 1-1 の線表は、L/C ベース輸出取引の流れと、対応する短期輸出金融との関係を示したものである。

なお、戦前、短期の輸出金融といえば買為替金融をさし、輸出前貸金融を含める場合も短期の為替当座貸に限られていた。しかし戦後はその範囲が拡大され、輸出振興を目的とした日本銀行の優遇措置が講じられたが、これも数次にわたる改廃によって、現在は輸出前貸関係準商業手形制度にみられるような措置となり、時代の変化を反映して

図表 1-1 輸出取引と短期の輸出金融



いる。

(2) 長期の輸出取引と輸出金融

長期の輸出取引とは期間が1年を超えるものをいう。その代表的なものがプラントや船舶の延払輸出である。

プラントや船舶は戦後急速に成長した輸出商品であるが、総じて金額が大きいため、長期の輸出信用の供与が慣習となって定着している。このため貨物の船積（あるいは完成・引渡）後、頭金を除く輸出代金を一定期間の分割払により回収する方式をとるのが通例である。プラント輸出における取引の流れを例にとって簡単に要約すると次のとおりである。

- (1) 輸出契約の締結 国際入札などにより売主・買主間の商談が成立すると、輸出契約書が作成され、輸出する貨物の仕様、船積・引渡時期、決済方法が定められるとともに、買主から頭金の一部の支払が行われる（頭金の総額は一般に契約額の15%程度）。一方、売主はPerformance Bondや頭金についてのRefundment Bond（第4章）の提供を求められることが多い。

- (2) 支払保証状（L/G）の受領 L/G（Letter of Guarantee）は船積

後に分割返済される輸出代金債権を担保するもので、買主の取引銀行、あるいは輸入国の政府、政府機関、中央銀行などが発行する。また、L/Gの代りにL/Cが発行されることもある。なお、L/Gは契約調印の直後に発行されるのが通例である。

- (3) 輸出承認の取得 延払輸出は標準外決済となるので、輸出承認証 (Export License) の取得が必要となる。
- (4) 生産・集荷開始 プラントや船舶の生産期間は長く、中には2～3年に及ぶものもある。契約時の頭金は下請の前渡金あるいは生産資金の一部に充当される。
- (5) 通関・船積み プラントはその性格上分割船積みとなることが多い。船積書類はそのつど作成し買主に送付する (通常は売主の取引銀行を経由する)。船舶の場合は本船の引渡しに「船積み」に該当する。またこの時点で船積時払の頭金 (一般に契約額の10%) を受領するのが通例である。
- (6) 延払による輸出代金の回収 船積 (あるいは完成・引渡) 後、一定期間にわたり延払となる元本と利息の分割支払が行われる。なお、公的支持を伴う輸出信用については、延払期間、金利等に対するOECDガイドラインの規制を受けている (詳細は第5章)。

長期の輸出金融はこのような輸出取引に対応するもので、その代表的なものが日本輸出入銀行 (以下、輸銀) の輸出金融制度である。輸銀の輸出金融制度には、延払輸出金融 (サプライヤーズ・クレジット) と直接借款 (バイヤーズ・クレジット, バンク・ローン) の2種類がある。延払輸出金融は、船積後に延払となる輸出代金を対象として輸出者に対し融資する方式で、輸出者が輸入者に対して延払による輸出信用を供与する形をとる。直接借款のうちバイヤーズ・クレジットは輸入者に対して直接融資する方式で、バンク・ローンは輸入国側の銀行に融資を行い、当該銀行が輸入者に再融資する形をとる。したがって輸出者